

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令等の概要

平成30年10月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

平成29年12月に立ち上げられた総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においては、再生可能エネルギーの「主力電源化」を打ち出すとともに、系統制約の克服に向けた論点について集中的に議論を行い、本年5月に取りまとめた中間整理の内容を第5次エネルギー基本計画に反映したところです。

さらに、エネルギー基本計画を踏まえた2030年の絵姿、更には2050年も見据えながら、再生可能エネルギーを社会に安定的に定着した主力電源としていくためのアクセルを踏んでいくことが必要であり、本年8月から同小委員会において、コストダウンの加速化とFITからの自立や、長期安定的な事業運営の確保に向けた議論が行われています。

同小委員会におけるこうした議論の成果・決定事項のうち、特に、既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応や再生可能エネルギー発電事業の長期安定化に向けた地域共生の促進等に係る措置をFIT制度の運営に反映させるべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び関係する経済産業省告示の改正に向けた検討を進めているところ、広く国民の皆様から御意見を頂くべく、これらの改正案について意見公募手続を行います。

※ 本資料において使われる用語の整理は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）を「法」という。○ 法に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度を「FIT制度」という。 |
|---|

II. 概要

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正

第7条 再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表

- 再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち認定事業者（個人を除く。）の住所及び電話番号を、法第9条第5項の規定による公表の対象に追加する。

第9条 軽微な変更

- ◎ 運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、平成27年3月31日以前に旧認定を受け、平成28年7月31日以前に接続契約が締結されたものについては、運転開始予定日の変更を法第10条第1項の規定による変更の認定の対象とする。

※ただし、後述のとおり、系統連系工事着工申込みの受領を運転開始予定日の変更の認定とみなすことで、実際の変更認定申請は不要とします。

- 認定を受けた太陽光発電設備とともに設置される自家発電設備等を変更する場合（蓄電池の新增設等）を、法第10条第1項の規定による変更の認定の対象とする。
- 認定を受けた全てのバイオマス発電設備について、バイオマス比率及びバイオマス比率考慮後出力の変更を、法第10条第1項の規定による変更の認定の対象とする。

第14条 特定契約の締結を拒むことができる正当な理由

- 特定契約の申込みをする認定事業者が次に掲げる事項を特定契約の内容とすることに同意しない場合を、電気事業者が特定契約の締結を拒むことができる正当な理由とする。
 - (1) 認定発電設備が複数の区分等に属する種類のバイオマスを用いるバイオマス発電設備である場合は、認定に係る区分等ごとのバイオマス比率×1.2（20%増）を、それぞれの区分等に係る再生可能エネルギー電気のFIT制度による毎月の買取りの上限とすること。
 - (2) 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合は、(1)にかかわらず、認定に係るバイオマス比率を、当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気のFIT制度による毎月の買取りの上限とすること。
- 特定契約の申込みをする認定事業者が、接続契約に基づく工事費負担金を接続契約の締結後1月以内（入札に参加する場合は、認定を受けた日から1月以内）に支払わない場

合に、電気事業者が接続契約を「解除できる」旨を契約内容としない場合が、電気事業者が特定契約の締結を拒むことができる正当な理由として規定されているところ、これを「解除する」に改める。

この他、今般の改正事項の様式への反映、様式も含めた表現の適正化、条項ズレの修正など所要の規定の整備を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正

第1条 定義

- ◎ 10kW以上の太陽光発電設備のうち、平成27年3月31日以前に旧認定を受け、平成28年7月31日以前に接続契約が締結されたものについての運転開始期限日を、次のとおりとする。
- ▶ 最初の系統連系工事着工申込みの受領（認定発電設備と送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該書面を受領することにより、送配電事業者が系統側の事由のみに基づいて最短の当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。）の当該送配電事業者による受領をいう。以下同じ。）が平成31年3月31日以前になされた場合：平成32年3月31日
 - ▶ 最初の系統連系工事着工申込みの受領が平成31年4月1日以降になされた場合：当該最初の系統連系工事着工申込みの受領日から起算して1年を経過する日

※上記の運転開始期限を超過した場合の取扱いについては、調達価格等算定委員会の意見を踏まえた上で、別途定めることとします。

第2条 太陽光発電設備に係る調達価格等

- ◎ 運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、平成27年3月31日以前に旧認定を受け、平成28年7月31日以前に接続契約が締結されたものについて、系統連系工事着工申込みの受領の日が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に属する場合は、平成29年度の調達価格（21円/kWh）を適用する（平成30年度以降に法第10条第1項の変更の認定を受け、平成30年度以降の調達価格が適用されている場合を除く。）。
- この場合において、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を、法第10条第1項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなす。

※運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、平成27年3月31日以前に旧認定を受け、平成28年7月31日以前に接続契約が締結された全ての事業について、系統連系工事着工申込みに係る書面を提出していただく必要があります。

※施行日前に系統連系工事着工申込みが受領されるようにするための送配電事業者への系統連系工事着工申込みの提出期限は、平成31年1月下旬頃を目途とすることを想定しています。正式な提出期限は、意見公募手続終了後に決定し、発表します。

- ◎ 次に掲げる場合は、系統連系工事着工申込みに係る書面が改めて送配電事業者により受領された日を、系統連系工事着工申込みの日とみなす。
- 受領された系統連系工事着工申込みの内容が事実と異なることが判明した場合
(例：土地の使用の権原や、林地開発・農地転用等の事業の開発・実施に必要な許認可を、系統連系工事着工申込みの時点で有していなかった場合等)
 - 系統連系工事着工申込みに係る書面の内容を変更する場合
 - 送配電事業者が決定した連系開始予定日を変更する場合（送配電事業者が系統側の事由のみに基づいて変更しようとする場合を除く。）
 - 系統連系工事着工申込みに係る事業の認定計画を変更する場合

※系統連系工事着工申込みに関する具体的な手続や実務上の要件の詳細は、別途お知らせしますが、系統連系工事着工申込みは「認定事業者側の準備は全て整っていて、送配電事業者が系統側の事由のみに基づいて最短の連系開始予定日を機械的に決定することができる状態にある」ことが前提となりますので、少なくとも、例えば、系統連系工事着工申込みの時点で、

- ・土地の使用の権原が現に得られている（地権者等との調整が全て整っている）
- ・林地開発、農地転用等の事業の開発・実施に必要な許認可が現に得られている
- ・条例による環境アセスメントが必要な場合は、当該プロセスが終了している
- ・それ以降、認定計画に変更が生じない

ことが要件となります。

- 10kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備について、次に掲げる法第10条第1項の変更の認定の日を平成30年度の調達価格等の適用に係る価格決定日に加え、
- ①調達価格をその時点の最新の価格に変更するか、又は
 - ②蓄電池から逆潮流する電気を区分して計量し、それをFIT制度によらずに売電する場合に、認定取得後に蓄電池を併設し逆潮流させることが可能となるようにする。
- 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池を当該設備に係るPCSよりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって、当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）

※2,000kW以上の太陽光発電設備の場合で、上記の電気の量の的確な計測ができない構造であるときは、平成31年度以降に入札を経て法第10条第1項の変更の認定を受けることにより、変更を行うことができます。

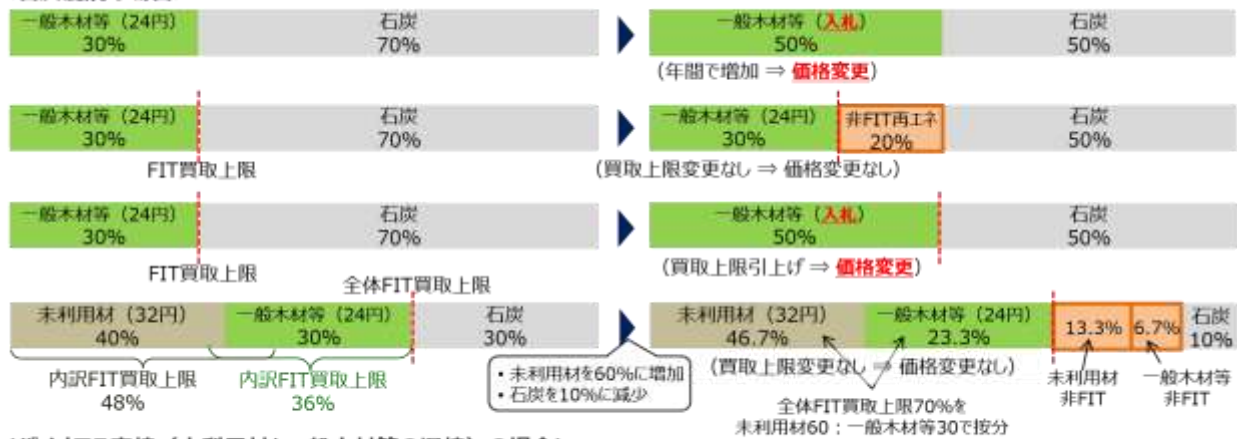
第6条 バイオマス発電設備に係る調達価格等

□ バイオマス発電設備について、法第10条第1項の規定による区分等ごとのバイオマス比率の変更（次に掲げる場合を除く。）の認定の日を、平成30年度から平成32年度の調達価格等の適用に係る価格決定日に加える。

- ▶ 認定に係るバイオマス比率を減少させる変更であって、当該減少が当該バイオマス比率の40%未満である場合
- ▶ ①当該設備が供給する区分等ごとの再生可能エネルギー電気のうち、当該設備が供給する電気の量に「変更前の認定に係る区分等ごとのバイオマス比率×1.2」を乗じて得た量を超える部分をFIT制度によらないで供給するとともに、
②当該設備が供給する再生可能エネルギー電気のうち、当該設備が供給する電気の量に「変更前の認定に係るバイオマス比率」を乗じて得た量を超える部分をFIT制度によらないで供給する場合

（参考）バイオマス比率の変更と価格変更の例（出力10,000kW以上の設備の場合）

<石炭混焼の場合>



<バイオマス専焼 (未利用材と一般木材等の混焼) の場合>



この他、規定の適用に伴う条文の読替え、表現の適正化や、改正前の本告示に規定する内容（上記を除く平成30年度以前の調達価格等及びその決定ルール等）を維持するための技術的な規定の整備等を行う。

施行期日

- 上記の経済産業省令及び経済産業省告示において、「□」を付した事項については公布の日から、「◎」を付した事項については平成31年4月1日から施行する。

※なお、「◎」を付した事項について、施行日前に系統連系工事着工申込みが受領されるようにするための送配電事業者への系統連系工事着工申込みの提出期限は、平成31年1月下旬頃を目途とすることを想定しています。正式な提出期限は、意見公募手続終了後に決定し、発表します。

(以上)